

付属 関係資料

	(頁)
○委員・特別委員名簿	資料－ 1
○事務局概要	資料－ 2
○活動状況	資料－ 3
○窓口一覧	資料－ 5

○委員・特別委員名簿

電気通信紛争処理委員会の委員及び特別委員は、下表のとおり(令和8年4月1日現在)。

なお、これらの委員及び特別委員は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第154条第3項の規定による委員会の指定を受けており、このうちから事件ごとに、あっせん委員及び仲裁委員が指名されることとなる。

1. 委員

(敬称略)

氏名	職業等	任命日 ²⁹	任期満了日
かさい ゆきひこ 笠井 之彦 (委員長)	元広島高等裁判所長官	令和7年12月3日	令和10年12月2日
みお みえこ 三尾 美枝子 (委員長代理)	弁護士	令和7年12月3日 (令和元年12月3日)	令和10年12月2日
おがわ かよ 小川 賀代	日本女子大学理学部数物情報科学科教授、 学長補佐	令和7年12月3日 (令和4年12月3日)	令和10年12月2日
こづか そういちろう 小塚 莊一郎	学習院大学法学部教授	令和7年12月3日 (令和元年12月3日)	令和10年12月2日
なかじょう ゆうすけ 中條 祐介	神田外語大学外国学部教授、学長補佐	令和7年12月3日 (令和4年12月3日)	令和10年12月2日

2. 特別委員

(敬称略)

氏名	職業等	任命日 ²⁹	任期満了日
おおたか さとる 大雄 智	横浜国立大学経営学部長・教授	令和7年11月30日 (令和3年11月30日)	令和9年11月29日
さるわたり しゅんすけ 猿渡 俊介	大阪大学大学院情報科学研究科教授	令和7年11月30日	令和9年11月29日
しばた じゅんこ 柴田 潤子	神戸大学大学院法学研究科教授	令和7年11月30日 (令和5年11月30日)	令和9年11月29日
しらかば しんいち 白山 真一	宇都宮大学データサイエンス経営学部教授 ・データサイエンスセンター長、 公認会計士、中小企業診断士	令和7年11月30日 (令和元年11月30日)	令和9年11月29日
すぎやま えつこ 杉山 悦子	一橋大学大学院法学研究科教授	令和7年11月30日 (令和元年11月30日)	令和9年11月29日
なかむら つよし 中村 豪	東京経済大学経済学部教授	令和7年11月30日 (令和5年11月30日)	令和9年11月29日
みやた すみこ 宮田 純子	東京科学大学工学院情報通信系准教授	令和7年11月30日 (令和5年11月30日)	令和9年11月29日
やじま まさこ 矢嶋 雅子	弁護士	令和7年11月30日	令和9年11月29日

²⁹ 任命日の欄の括弧内の年月日は、再任の委員・特別委員の初任年月日

○事務局概要

電気通信紛争処理委員会には、電気通信事業法第152条の規定によりその事務をするための委員会事務局が設置されており、事務局長、参事官等の職員が置かれている。これらの職員は、委員長の命を受けて職務を遂行し、事務局長は、その中で局務を掌理する。

委員会事務局には、事業者等相談窓口を設け、電気通信事業者、コンテンツ配信事業等³⁰を営む者、ケーブルテレビ事業者等³¹、基幹放送事業者、無線局免許人等³²などからの事業者間の紛争に関する相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供を行っている。

所在地 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館9階
交通(地下鉄) 丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関」駅 A2またはA3b出口から徒歩約1分
有楽町線「桜田門」駅 4出口から徒歩約3分
銀座線「虎ノ門」駅 6出口から徒歩約8分

【電気通信紛争処理委員会事務局の位置】



³⁰ 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業（電気通信事業法第164条第1項第3号）

³¹ 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。）（放送法（昭和25年法律第132号）第142条第1項）

³² 免許等を受けて無線局を開設し、又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令で定める事項を変更しようとする者（電波法（昭和25年法律第131号）第27条の38第1項）及び認定特定基地局開設者又は認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等（同条第2項）

○活動状況

1 処理等件数の概要

(令和8年3月31日現在)

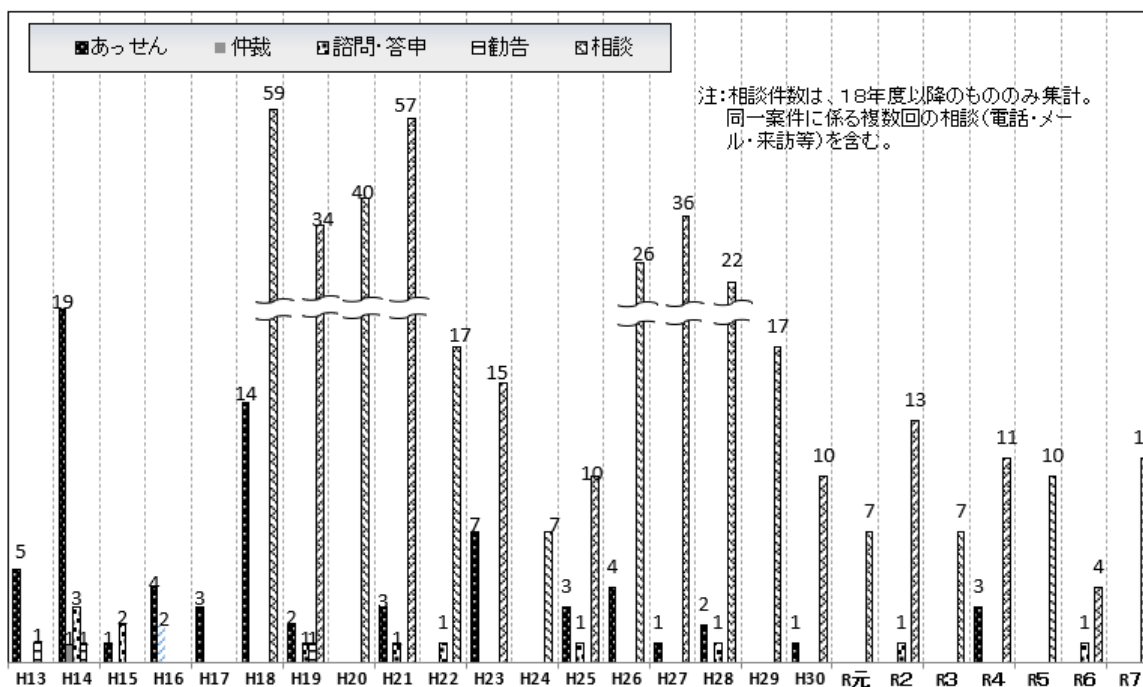
あっせん申請	処理終了
73	72
	(合意により解決 47)
	(合意に至らず申請取下げ 16)
	(あっせん打ち切り 3)
	(あっせん不実行 6)

仲裁申請	処理終了
3	3
	(仲裁判断 0)
	(仲裁不実行 3)

諮問	答申
12	12

総務大臣への勧告
3

参考（年度別処理等件数³³）



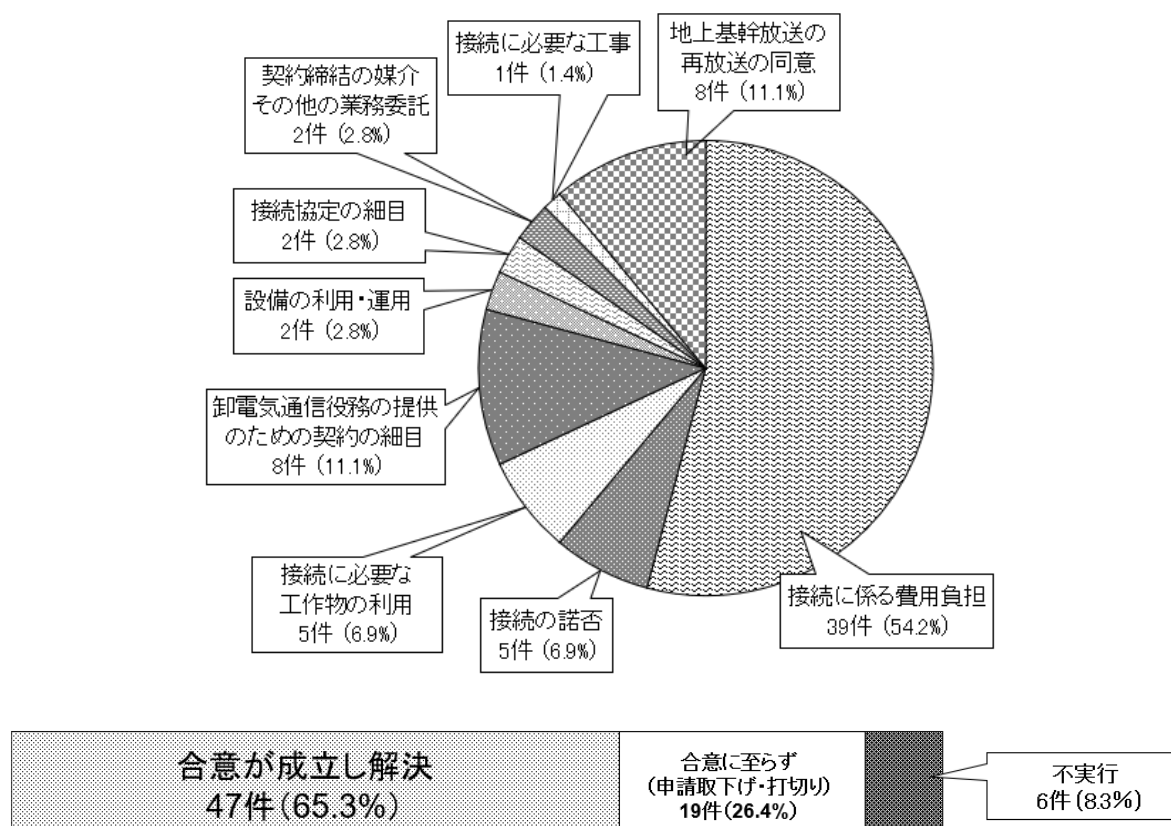
³³ 諮問・答申は、答申を行った年度に計上。相談件数は平成18年度以降のもののみ掲載しており、同一案件に係る複数回の相談（電話・メール・来訪等）を含む。

2 処理を終了した紛争の種類別内訳

(令和8年3月31日現在)

	あっせん	仲裁	諮問	計
1 接続の諾否	5		3	8
2 接続に係る費用負担	39	2	1	42
3 接続のための工事・網改造等				
(1) 接続に必要な工事	1	1		2
(2) 設備の利用・運用	2			2
(3) 接続協定の細目	2		2	4
4 接続に必要な工作物の利用（コロケーション等）	5			5
5 卸電気通信役務の提供のための契約の細目	8		1	9
6 契約締結の媒介その他の業務委託	2			2
7 土地等の使用に関する協議認可			1	1
8 業務改善命令			3	3
9 地上基幹放送の再放送の同意	8		1	9
計	72	3	12	87

参考（あっせんの紛争内容・結果別内訳）³⁴³⁵



³⁴ 「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件19件（あっせん打ち切り後にあっせん案をふまえて当事者間で合意が成立した事件3件を含む。）及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。

³⁵ 「不実行」とは、他方当事者があっせんに拒否したため、委員会があっせんに適さないと認め、これを行わないこととした事件。

○窓口一覧

(総務省本省)

所在地 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館

内 容	担当部署	連絡先
○ 事業者間の紛争に関する一般的な相談 (あっせん・仲裁の制度・手続に関する説明のほか、紛争処理に関する法令・事例等の情報提供や紛争解決に向けた助言なども行っています。)	事業者等相談窓口 (電気通信紛争処理委員会 事務局)	電話：03-5253-5500 e-mail： soudan@ml.soumu.go.jp
○ 電気通信事業法又は電波法関係のあっせん・仲裁の申請	電気通信紛争処理委員会 事務局 (申請先：総合通信基盤局 総務課)	電話：03-5253-5500 (電話：03-5253-5827)
○ 放送法関係のあっせん・仲裁の申請	電気通信紛争処理委員会 事務局 (申請先：情報流通行政局 総務課)	電話：03-5253-5500 (電話：03-5253-5711)
○ 接続協定等に関する協議命令の申立て又は細目の裁定の申請 (電気通信事業法関係)	総合通信基盤局 料金サービス課 (認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約については、事業政策課)	【事業政策課】 電話：03-5253-5835 【料金サービス課】 電話：03-5253-5842
○ 土地等の使用に関する協議認可又は裁定の申請 ○ 線路又は鉄塔等の移転その他支障の除去に関する裁定の申請 (電気通信事業法関係)	総合通信基盤局 基盤整備促進課	電話：03-5253-5866
○ 電気通信事業法第 172 条の規定による意見の申出	【申出人が電気通信事業者の場合】 総合通信基盤局 総務課	電話：03-5253-5827
	【申出人が電気通信事業者でない場合】 総合通信基盤局 料金サービス課 消費者契約適正化推進室	電話：03-5253-5488

※ 電気通信事業者以外の方からの申出については、管轄区域ごとの総合通信局及び沖縄総合通信事務所を受け付けています。(次表参照。)

(総合通信局及び沖縄総合通信事務所)

総合通信局等	申請等の窓口	管轄区域
<p>北海道総合通信局</p> <p>〒060-8795 札幌市北区 北八条西2-1-1 札幌第一合同庁舎</p>	<p>■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(011)709-3956</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇情報通信部 放送課 有線放送担当 電話：(011)709-2311(内線4674)</p> <p>■無線局の開設・変更にあつたての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(011)709-2311(内線4603)</p>	<p>北海道</p>
<p>東北総合通信局</p> <p>〒980-8795 仙台市青葉区 本町3-2-23 仙台第二合同庁舎</p>	<p>■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(022)221-0632</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇放送部 有線放送課 電話：(022)221-0704</p> <p>■無線局の開設・変更にあつたての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(022)221-0604</p>	<p>青森、岩手、 宮城、秋田、 山形、福島</p>
<p>関東総合通信局</p> <p>〒102-8795 千代田区 九段南1-2-1 九段第三合同庁舎</p>	<p>■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(03)6238-1935</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇放送部 有線放送課 電話：(03)6238-1723</p> <p>■無線局の開設・変更にあつたての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(03)6238-1623</p>	<p>茨城、栃木、 群馬、埼玉、 千葉、東京、 神奈川、山梨</p>
<p>信越総合通信局</p> <p>〒380-8795 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎</p>	<p>■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(026)234-9952</p>	<p>新潟、長野</p>

	<p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇情報通信部 放送課 電話：(026)234-9993</p> <p>■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(026)234-9963</p>	
<p>北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎</p>	<p>■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(076)233-4422</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇情報通信部 放送課 電話：(076)233-4492</p> <p>■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(076)233-4412</p>	<p>富山、石川、 福井</p>
<p>東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区 白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館</p>	<p>■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(052)971-9133</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇放送部 有線放送課 電話：(052)971-9407</p> <p>■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(052)971-9105</p>	<p>岐阜、静岡、 愛知、三重</p>
<p>近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区 大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第1号館</p>	<p>■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(06)6942-8519</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇放送部 有線放送課 電話：(06)6942-8571</p> <p>■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(06)6942-8505</p>	<p>滋賀、京都、 大阪、兵庫、 奈良、和歌山</p>

<p>中国総合通信局</p> <p>〒730-8795 広島市中区 東白島町 19-36</p>	<p>■電気通信事業法関係のあつせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(082)222-3376</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあつせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇放送部 有線放送課 電話：(082)222-3388</p> <p>■無線局の開設・変更にあつたての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(082)222-3303</p>	<p>鳥取、島根、岡山、広島、山口</p>
<p>四国総合通信局</p> <p>〒790-8795 松山市味酒町 2-14-4</p>	<p>■電気通信事業法関係のあつせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(089)936-5043</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあつせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇情報通信部 放送課 電話：(089)936-5037</p> <p>■無線局の開設・変更にあつたての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(089)936-5010</p>	<p>徳島、香川、愛媛、高知</p>
<p>九州総合通信局</p> <p>〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1</p>	<p>■電気通信事業法関係のあつせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信部 電気通信事業課 電話：(096)326-7862</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあつせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇放送部 有線放送課 電話：(096)326-7878</p> <p>■無線局の開設・変更にあつたての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請 ■終了促進措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請 ◇総務部 総務課 電話：(096)326-7806</p>	<p>福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島</p>
<p>沖縄総合通信事務所</p> <p>〒900-8795 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 3号館 4階</p>	<p>■電気通信事業法関係のあつせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出 ◇情報通信課 電気通信事業担当 電話：(098)865-2302</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあつせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 ◇情報通信課 放送担当 電話：(098)865-2307</p>	<p>沖縄</p>

	<p>■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請</p> <p>■終了促進措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請</p> <p>◇総務課 総務担当</p> <p>電話：(098)865-2300</p>	
--	--	--